

## 熱海市における情報共有システム活用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、情報共有システムの活用に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 熱海市が発注する建設工事において、情報通信技術を活用し、工事における書類などの情報を交換・共有することにより、業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

#### (2) A S P

インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいい、A S P式とは、その事業者が提供する情報共有システムを利用した仕組みのことをいう。

#### (3) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任(監理)技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

#### (4) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員(総括監督員、主任監督員、担当監督員)を主に指す。なお、検査員や発注担当職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

#### (5) 工事帳票

本実施要領における工事帳票とは工事契約図書一式内の仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、情報共有システムによる工事打合せ簿等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、情報共有システムで処理した工事打合せ簿等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、工事

施工中においては工事打合せ簿等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の記名（署名または押印を含む）と同等に記録されている必要がある。

（情報共有システムの対象工事）

第4条 原則、熱海市が発注する当初請負代金額3,500万円以上の建設工事を対象とする。ただし、受注者は情報共有システムの利用が著しく困難な場合は、発注者と協議し利用しないことができる。また、当初請負代金額300万円以上3,500万円未満の建設工事において、受注者が利用する場合は、情報共有システムの利用を発注者との協議で利用することができる。

（対象とする工事帳票等）

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票等は、別紙「熱海市における情報共有システム活用の手引き」を参照するものとする。

（対象とする工事帳票等の決裁）

第6条 対象とする工事帳票等の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

（検査）

第7条 情報共有システムを利用した建設工事の検査を行うときは、熱海市建設工事検査規程に基づき、次に掲げる検査を行う。

（1）現場検査 出来形、寸法等を現地にて確認する。

（2）書類検査 情報共有システム上で共有した工事帳票はパソコン等で確認し、紙媒体で共有した工事帳票は紙媒体での検査とする。中間検査等の完成検査以外の検査も同様とする。

2 受注者は、指示があった場合、検査に用いるパソコン等の機器を準備する。

（工事完成時の工事帳票等の納品）

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票等一式は、工事完成時に電子納品（CDROMに格納）を行うものとする。

（情報共有システムの選定）

第9条 使用できる情報共有システムは、次の各号に定める条件を全て満たすものとする。

（システムの機能要件等）

利用する情報共有システムは、次に掲げる機能要件に対応したものから受注者が選定し、

発注者に確認の上決定する。

- (1) 土木工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 5.2 以上)」を満たすものとする。
- (2) 建築・建築設備工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」を満たすものとする。
- (3) セキュリティ要件における情報共有システムと利用者との通信の暗号化については、T L S 1.2 以上とする。
- (4) LGWAN 接続対応であること。
- (5) 第 5 条に定めた工事帳票について、対応可能なもの

2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者協議により決定するものとする。

(情報漏えい等の防止)

第 1 0 条 利用者は、当該工事に関する情報及び個人情報等の保護について適切に実施するものとし、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行うものとする。なお、受注者は情報共有システム契約終了前に必要なデータの移管を完了し、発注者に確認のうえ、当該工事に関するデータを削除すること。

(その他)

第 1 1 条 本実施要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。